

いよいよ学校も夏休みに突入です。私にとって、夏休みなんて50年も昔の話ですが、今から考えると1か月以上もの間何をしていたのでしょうか。大学生の頃はバイトに明け暮れていたように思います。

ある工場で、熱湯で部品を洗う作業場に配属になったことがありました。夏に熱湯ですから常時水分を取っていないと熱中症で倒れます。ただ、水分だけでは血液の塩分濃度が低くなります。経口補水液なんてものはない時代ですから、作業場には食塩錠というのが置いてあって、それで塩分を補給しながら作業を行いました。まさに塩をなめながらの作業です。

今にして思えばなんて作業だと思いますが、ここ何日かの災害級の気温は、エアコンのない職場で作業を行っている方々にとっては、50年前の私のような、もしかしたそれ以上の過酷な状況だと思います。くれぐれもお体を大切に、水分をとりながら休息をとりながらの作業をお願いします。(中山)

目次

- 1 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）における法施行状況について
- 2 令和5年度「全国労働衛生週間」を10月に実施
- 3 関連情報

- 1 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）における法施行状況について

「令和4年度都道府県労働局雇用環境・均等部（室）での男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、パートタイム・有期雇用労働法及び育児・介護休業法に関する相談、是正指導、紛争解決の援助の状況」について以下のとおり厚生労働省から公表されています。

- 1 雇用環境・均等部（室）で取り扱った相談、是正指導の状況
- 2 男女雇用機会均等法の施行状況
- 3 労働施策総合推進法の施行状況
- 4 パートタイム・有期雇用労働法の施行状況
- 5 育児・介護休業法の施行状況

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001115878.pdf>

そのうち、3の労働施策総合推進法に関して

○相談状況については

◆ 相談件数は 50,840 件（対前年度比 117.6%増）。

◆ 相談内容別にみると、「パワーハラスメント防止措置（第 30 条の 2 第 1 項関係）」に関する相談が 44,568 件（87.7%）、「パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い（第 30 条の 2 第 2 項関係）」に関する相談が 1,581 件（3.1%）となっています。

○是正指導の状況については

◆ 雇用管理の実態把握を行った 4,899 事業所のうち、何らかの労働施策総合推進法違反が確認された 2,258 事業（46.1%）に対し、2,546 件の是正指導を実施。

◆ 指導事項の内容は、「パワーハラスメント防止措置（第 30 条の 2 第 1 項関係）」が 1,655 件（65.0%）となっています。

2 令和 5 年度「全国労働衛生週間」を 10 月に実施

厚生労働省は、10 月 1 日（日）から 7 日（土）まで、令和 5 年度「全国労働衛生週間」を実施します。

全国労働衛生週間は、今年で 74 回目になり、毎年 9 月 1 日から 30 日までを準備期間、10 月 1 日から 7 日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開します。

今年度のスローガンは

「目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場」です。

本スローガンは働く上で基本となる健康の確保について、「ころ」と「からだ」の両面から対策を進めることで、誰もが快適で健康に働くことができる職場づくりを目指していくことを表しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34356.html

3 関連情報

（ヨミドクター）

● 「うつ」と「メタボ」の微妙な関係 メンタルの不調も食事と運動に注意
ココロブルーに効く話 II 小山文彦

<https://yomidr.yomiuri.co.jp/article/20230725-OYTET50015/>

（保健指導リソースガイド）

● 1 日に数分のウォーキングでうつ病リスクを減少 運動がメンタルを健康に 社会

的交流も活発に

<https://tokuteikenshin-hokensidou.jp/news/2023/012387.php>

●「産後うつ」の病態を解明 妊娠中から予測し予防的な対策を 健やかな母子家庭環境を維持するために

<https://tokuteikenshin-hokensidou.jp/news/2023/012382.php>

(厚生労働省)

●石綿障害予防規則の一部を改正する省令案要綱」について労働政策審議会から妥当との答申がありました

～除じん性能を有する電動工具に関する措置を見直します～

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34432.html

●「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（案）」及び「労働安全衛生規則の一部を改正する省令（案）」等について労働政策審議会から妥当との答申がありました（ラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質の追加関係）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34352.html

●賃金不払が疑われる事業場に対する監督指導結果（令和4年）を公表します

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34397.html

(JILPT)

●建設業、運送業、病院等を対象とした働き方改革助成金のリーフレット公表／厚生省

厚生労働省は、2024年4月から建設業、自動車運転手、医師に時間外労働の上限規制が適用されるのにあわせ、一定の要件を満たす中小企業を対象とした働き方改革助成金（適用猶予業種等対応コース）のリーフレットを公表している。要件の一つである成果目標は、建設業が36協定の月60時間超の時間外・休日労働の縮減と所定休日の1日から4日以上増、運送業が時間外・休日労働の同様の縮減と9時間以上の勤務間インターバルの導入、病院等は月80時間超の時間外・休日労働の縮減、9時間以上の勤務間インターバルの導入と、労働時間の実態把握等の実施。助成額の上限は、建設業830万円、運送業880万円、病院等930万円。

申請締め切りはいずれも11月30日。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692_00001.html

(建設業)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001082504.pdf>

(運送業)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001082505.pdf>

(病院等)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001082506.pdf>

●女性の有業者率は53.2%、2.5ポイント上昇／就業構造基本調査

総務省は21日、「2022年就業構造基本調査」結果を公表した。2022年10月1日現在の有業者（収入を得る仕事のある人）は6,706万人で前回（5年前・2017年）調査比で85万人増加、有業者率は60.9%（同1.2ポイント上昇）。うち女性は3,035万4千人、53.2%（同2.5ポイント上昇）。テレワークをした者は1,265万人（有業者比19.1%）。年間の実施頻度は「20%未満」が最多、次いで「80%以上」。フリーランスの数は209万人（同3.1%）、職業別では「学術研究，専門・技術サービス業」（13.5%）が最も高い。有業者で育児をしている人は821万人、介護をしている人は365万人で、前回調査に比べ、それぞれ5.9ポイント、2.8ポイント上昇。

<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2022/index2.html>

(結果の要約)

<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2022/pdf/kyouyaku.pdf>

(結果の概要)

<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2022/pdf/kgaiyou.pdf>

●働き手の成長に資する投資による円滑な労働移動等への政府の支援を要請／経団連

経団連は21日、長野県で開催した2023年夏季フォーラムの総括文書を公表した。「サステイナブルな資本主義」の実践を通じた、Society 5.0 for SDGsの実現に向けた取組みを進めるとして、産業競争力強化の推進、働き手の成長に資する投資による円滑な労働移動の実現、社会不安を払拭するヘルスケア提供環境の確立等を課題とした。働き手の成長に資する投資と円滑な労働移動の実現では、「労働移動推進型」のセーフティネットへの移行、働き手が生涯を通じて自らの働き方を選択するためのリスクリングを含むリカレント教育等の支援をあげ、教育訓練給付の充実、副業・兼業の一層の促に向けた環境整備、働き方に中立な税・社会保障制度の構築を求めるとしている。

<https://www.keidanren.or.jp/policy/2023/053.html>

小野田 富貴子（両立支援担当）

fukiko-onoda@honbu.johas.go.jp

中山 篤 (メンタルヘルス担当)
atsui78natsu@gmail.com

菅野 由喜子 (メンタルヘルス担当)
yukikan28@gmail.com